

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 本要領は、高知県土木部の発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業及び「検査」を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理等するために、以下の事項を定めたものである。

(適用の範囲)

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合及び「検査」に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

(費用)

第4条 本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

ただし、現場条件により、通信環境が整わない場合は、その現場の通信環境の整備費用を、受発注者間の協議により計上することができる。

(積算方法)

第5条 現場条件により、通信環境が整わない場合は、その現場の通信環境の整備費用（通信費、通信設備リース料）を、受注者からの見積り等により全間接費の対象外として、技術管理費に積上げ計上する。

アンテナ等の手配はリースを基本とし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費用に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、購入と同様の考え方とする。

なお、当該工事現場以外と共有して利用するものは、費用を計上しない。

(工事成績評定)

第6条 本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評定において、工事成績採点の考査項目別運用表における考査項目「創意工夫」の【施工】(14)「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」で評価する。

(その他)

第7条 本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。